



国住指第1997号-3

平成27年9月11日

(関係団体の長) 殿

国土交通省住宅局長



平成27年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について

建築行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省及び各特定行政庁においては、建築基準法令違反の建築物の是正及びその発生予防に努めており、その一環として、「違反建築防止週間」を設定・実施しております。

今年度の違反建築防止週間については、平成27年10月15日（木）から21日（水）までを実施期間の基本としますので、本週間に対するご協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

「平成27年度違反建築防止週間について」都道府県知事宛住宅局長通知

別添

国住指第1997号

平成27年9月11日

都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

平成27年度違反建築防止週間について（技術的助言）

平成27年度違反建築防止週間については、平成27年10月15日（木）から21日（水）までを実施期間の基本としますので、本週間に対するご協力を頂くようお願いします。

また、本職から関係機関及び関係団体に対して別添のとおり協力の依頼をしたのでご連絡します。

違反建築物対策については、建築行政マネジメント計画を策定することにより、各特定行政庁において同計画等に基づく適切な活動を実施されていることと存じますが、各特定行政庁におかれましては、引き続き同計画等に沿って適切な活動を実施し、違反建築物対策のより一層の徹底を期されるようお願いします。

最近では、一昨年6月に多人数の居住実態がありながら防火関係規定などの建築基準法違反の疑いのある建築物（以下「違法貸しルーム」という。）が確認され、都道府県・政令市等の特定行政庁に対して、物件に関する情報収集や調査、違反物件の是正指導等を行うよう要請しました。その後も継続して、是正指導等の状況についての調査及び違反是正の徹底を依頼しているところです。

また、本年5月には、神奈川県川崎市の簡易宿所において発生した、死者10名、負傷者18名の火災を受け、都道府県を通じ特定行政庁に対して、簡易宿所に係る違反対策を徹底するよう通知しました。

違反建築物の発生の未然防止、発見、迅速な調査や違反是正を行うには、各特定行政庁において、消防や警察、福祉部局、衛生部局、労働基準部局など関係機関と密接な連携を図るほか、建築・不動産関係団体、自治会等の地域コミュニティ組織等とも協力関係を築き、協調して違反建築の防止に取り組むと共に、近隣住民等、広く一般から情報収集することが必要であると考えられます。つきましては、日頃の取り組みに加え、違反建築防止週間というこの機を捉え、下記にもご留意の上、違反建築の防止のための啓発活動及び違反是正に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の特定行政庁に対しても、この旨周知するようお願いいたします。

記

1. 違反建築の防止のための啓発活動等

- (1) ポスターの掲示や垂れ幕の掲示、のぼりやパンフレットの作成・配布、ホームページによる発表や報道機関への情報提供、違反建築相談窓口の設置、講演会や自治会等の地域コミュニティ組織と連携したイベントの実施等により、違反建築防止週間の周知、違反建築の防止、違反建築に係る通報の呼びかけ等を行うこと。
- (2) 所有者、管理者、設計者、工事監理者、工事施工者に対して、関係団体を通じ、あらためて法令遵守を呼びかけること。

2. 違反事実の把握及び是正のための取り組み

- (1) 通報等の幅広い受付、消防や警察、福祉部局、衛生部局、労働基準部局などとの連携による合同現場パトロールや合同査察の実施、情報共有により違反事実の把握に取り組むこと。
- (2) 違反事実を把握した場合には、妥当性のある是正計画を提出させ、各違反事項について明確な是正期限を設定し、期限内に是正が行われるよう粘り強く指導すると共に、是正時には特定行政庁により確認を行うこと。また、例えば同じ事業者により、同様の違反が他の特定行政庁管内で行われている可能性がある事案を把握した場合は、速やかに当該特定行政庁に情報提供すると共に、必要に応じて連携を図ること。
- (3) 度重なる指導にもかかわらず期限内に是正が行われない悪質な事例や、地

震・火災等への安全性が著しく低いと認められる違反建築物については、建築基準法第9条による違反是正命令等を発するなど必要な措置を講じること。

3. 重点的に取り組むべき事項

- (1) 違法貸しルーム対策については、一昨年6月以降、違反の疑いのある物件の把握、調査及び是正指導の実施を依頼しているところであるが、調査や是正の進捗が芳しくない状況にある。このため、違反建築防止週間を契機として、未調査の物件への立入検査等の実施及び大規模で火災等への安全性が著しく低いと認められる物件への是正指導に重点的に取り組むこと。
- (2) 違法設置昇降機対策については、平成22年1月以降、違法に設置されている昇降機の把握に努めるとともに、所要の措置を講じるよう依頼しているところであるが、存在が把握できていない違法に設置された昇降機において、重大な人身事故が度々発生している状況にある。このため、違反建築防止週間を契機として、違法に設置されている昇降機の実態把握に努めるとともに、昇降機の安全対策を徹底させることにより、重大な人身事故の発生を防止すること。
- (3) 病院・診療所、ホテル・旅館、認知症高齢者グループホーム、未届の有料老人ホーム、個室ビデオ店等については、それぞれ重大な人的被害を伴う火災の発生を契機として、フォローアップ調査の実施を依頼しているところであるが、依然として是正が進まない物件が数多く残っている状況にある。また、本年5月に火災が発生した簡易宿所については、特定行政庁がこれらのフォローアップ調査の対象として把握しておらず、調査及び是正指導が行われていなかった事実が判明している。このため、違反建築防止週間を契機として、調査対象物件の把握及び違反事項の調査に努めるとともに、是正指導中の物件について違反是正に向けた継続的な指導を徹底すること。

以上

(別添 略)